

大阪市告示第1255号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開園及び臨時休園について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月18日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開園（供用日の変更）

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
馬場	鶴見緑地馬場	鶴見緑地内	令和8年9月23日（水）	午前9時から 午後9時まで
パークゴルフ場	鶴見緑地パークゴルフ場	鶴見緑地内	令和8年9月22日（火）	午前9時30分 から午後4時 30分まで
総合植物館	咲くやこの花館	鶴見緑地内	令和8年9月22日（火）	午前10時から 午後5時まで
庭園（茶室を除く。）	大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	令和8年9月22日（火）	午前9時から 午後5時まで
茶室	豊松庵	大阪城公園内	令和8年9月22日（火）	午前9時から 午後5時まで
茶室	むらさき亭	鶴見緑地内	令和8年9月22日（火）	午前9時から 午後5時まで
ホール	水の館ホール	鶴見緑地内	令和8年9月22日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休園（供用日の変更）

種類及び名称		位置	年 月 日
馬場	鶴見緑地馬場	鶴見緑地内	令和8年9月24日（木）

パークゴルフ場	鶴見緑地パークゴルフ場	鶴見緑地内	令和8年9月24日（木）
総合植物館	咲くやこの花館	鶴見緑地内	令和8年9月24日（木）
茶室	むらさき亭	鶴見緑地内	令和8年9月24日（木）
ホール	水の館ホール	鶴見緑地内	令和8年9月24日（木）

（建設局公園緑化部調整課）